

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成 29 年下呂市条例第 22 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数 (人)	件数 (件)	金額(円)	放棄年月日
休日診療所収入 (医療政策課)	第 6 号	1	1	3,340	令和 8 年 3 月 26 日
医療費個人負担金 (金山病院事務課)	第 1 号	2	2	8,880	
水道料金 (上下水道課)	第 3 号	4	14	23,719	
	第 4 号	3	15	28,092	
	第 6 号	1	8	2,180,123	
	第 7 号	2	14	18,739	
	第 4 号	1	2	9,796	令和 7 年 10 月 2 日
	計	11	53	2,260,469	
ごみ処理手数料 (環境施設課)	第 4 号	1	1	11,488	令和 7 年 10 月 2 日
合計		15	57	2,284,177	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第 16 条第 1 項

- 第 1 号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第 2 号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第 3 号 相続人不存在又は相続放棄
- 第 4 号 破産免責等
- 第 5 号 強制執行後の無資力
- 第 6 号 徴収停止後の期間経過
- 第 7 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第 8 号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない